

## 建設工事請負契約の締結に関する契約（案）

当別町（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）とは  
治水橋橋梁長寿命化修繕工事に係る請負契約の締結について、次の条項により契約を締結する。

請負代金額 金 〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円

（うち消費税及び地方消費税の額 金 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円）

（請負契約の締結）

第1条 発注者と受注者は、頭書の工事について当別町議会において議決されたときは、別紙工  
事請負契約書案により当該工事の請負契約を締結するものとする。

（権利譲渡の禁止）

第2条 受注者は、この契約により生ずる権利義務を他に譲渡してはならない。

（契約の解除）

第3条 発注者は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 受注者が前条の規定に違反したとき。

(2) 受注者が当該工事請負契約に関し、当別町議会において議決された旨発注者から通知  
を受けた日から7日以内に当該工事に係る請負契約を締結しないとき。

（違約金）

第4条 受注者の責に帰すべき理由によりこの契約を解除した場合において、受注者の納付した  
入札保証金のあるときは、これを発注者の帰属とし、入札保証金のないときは、別紙工事  
請負契約書案に記載された契約金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者に  
納付しなければならない。

2 受注者は、当別町議会の議決を得られないために当該工事に係る請負契約を締結するこ  
とができない場合において生ずる一切の損害賠償を請求しないものとする。

（契約の効力）

第5条 この契約は、第1条の規定により当該工事の請負契約を締結し、又は当別町議会におい  
て当該工事の請負契約の締結に関し議決されないこととなるまでの間は、その効力を有す  
るものとする。

（補則）

第6条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定  
めるものとする。

この契約を証するため本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和8年 〇月〇〇日

発注者 住所 石狩郡当別町白樺町58番地9

氏名 当別町長 後藤正洋

受注者 住所

氏名